

福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 11 号

福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第8号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。